

令和 7 年度 児童福祉施設等指導監査の結果について

1 実施結果

施設類型	施設数	指導監査実施施設数		指摘状況		
		実地監査	書面監査	文書指導	口頭指導	助言指導
保育所	39	17	22	1	55	77
公立	10	3	7	0	0	0
民間立	29	14	15	1	55	77
認定こども園	32	16	16	4	62	74
幼保連携型認定こども園	22	11	11	2	39	59
保育所型認定こども園	4	2	2	0	6	10
幼稚園型認定こども園	6	3	3	2	17	5
地域型保育事業	22	11	11	0	16	51
小規模保育事業	8	4	4	0	4	28
家庭的保育事業	14	7	7	0	12	23
その他の施設※	4	4	0	1	9	10
合計	97	48	49	6	142	212

※給付を受ける幼稚園、母子生活支援施設

2 評価基準

内容	評価基準
文書指導	・児童福祉法令等（※１）に違反する場合 ・児童福祉法令等に違反する場合で、「口頭指導」に該当する軽微な違反であっても、複数年にわたり改善されない場合 ・その他の法令等（※２）に違反する場合で、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合
口頭指導	・児童福祉法令等に違反するが、軽微な違反であって改善が容易と考えられる場合 ・児童福祉法令等に違反するが、改善中の場合又は特別な事情により改善が遅延している場合 ・その他の法令等に違反する場合
助言指導	・児童福祉法令等に違反するとまでは言い難いが、水準向上のため改善等が望ましい場合 ・その他の法令等に違反するが、軽微な違反であって改善が容易と考えられる場合

（※１）児童福祉法令等・・・児童福祉関係法令及び児童福祉関係通達など

（※２）その他の法令等・・・児童福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達など

3 文書指導の状況

指摘事項	是正又は改善を指示した主な事項	根拠法令、通知	改善状況 (令和8年 5月現在)
教育・保育関係 の不備	全体的な計画を策定すること。	・山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条第2項 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2の2(3)イ	改善済
給付関係の不備	配置基準確認表を修正し、令和6年度公定価格の加算項目等に修正の上、加算額の一部を返還すること。	特定教育・保育等に関する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(こ成保3068文科初第172号 令和8年4月8日発出)第5	改善済
その他の不備	令和6年度における当期末支払資金残高が委託費収入の30%を超過しているため、令和7年度における当比率は30%以下となるようにすること。	子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について(平成30年4月16日発出)	改善済
	上乗せ徴収について、費用を変更する際は書面で説明し書面による同意を得ること。	山形市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条	改善済
	有資格者を一時預かりの専任担当者にすること。	児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号ロ	改善済